漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定により、くろまぐろ (小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度(令和4年4月 1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量 を次のとおり令和4年6月20日付けで変更した。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁 獲可能量
くろまぐろ (小型魚)	京都府定置漁業	34.1 t
	第 I 期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	3.4 t
	第Ⅲ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	30.7 t
	京都府漁船漁業等(日本海)	1.0 t
	第 I 期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	0.8 t
	第Ⅲ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	0.2 t
	京都府漁船漁業等(その他海域)	0.1 t
	留保	2.1 t
くろまぐろ (大型魚)	京都府定置漁業	25.8 t
	第 I 期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	20.6 t
	第Ⅲ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	5.2 t
	京都府漁船漁業等(日本海)	0.1 t
	京都府漁船漁業等(その他海域)	1.4 t
	留保	1.2 t